

漢代の民用通行証と通関名籍

——肩水金閼遺址出土通関名籍分析のための予備作業——

鷹取 祐司

はじめに

吏民が逃亡して満一年になれば耐。一年未満であれば繫城且春。……

張家山漢簡・二年律令一五七^①

これは張家山漢簡・二年律令に見える逃亡罪の規定である。逃亡罪が規定されていたことから、漢王朝は民を本籍地（戸籍登録地）に縛り付け、そこからの離脱を防ごうとしていたことがわかる。この規定では逃亡日数が一年に達しない場合は繫城且春に処すとあるので、民は一日も本籍地から離脱することが許されなかったように思われるかもしれないが、実際はそういうわけではなかった。民は自分の本籍のある郷に申し出て通行証を取得すれば、例えば、一ヶ月をかけて長安から居延まで移動することもできたのであり、この規定はあくまでそのような手続きを踏まずに本籍地を離脱した場合の科罰規定である。

漢代に北西辺境の長城線に設置された肩水金閼の遺址からは、一九三〇年代と一九七〇年代の二度に亘って計一二〇〇〇点を超える簡牘が出土した^②。肩水金閼はその名の通り関所であったため、出土した簡牘には多くの通行証およびその写しが含まれていた。この出土を承けて、漢代の通行証について数多くの研究が発表された^③。それらの研究において金閼遺址出土の通行証が分析され、通行証取得の手続きや取得のため

の資格などが明らかにされてきた。

このように通行証自体の研究は進展したものの、金閼を民が通過する場合、具体的にどのような検察が金閼で行われたのかは、実のところ余り明らかにはなっていない。通行証申請時点での審査は通関時の検察と同じではないからである。金閼でも検察の一環として通行証の点検と写しの作成が行なわれていたが、金閼遺址出土の通行証の写しからはそれ以上のことはわからない。幸いなことに、金閼では通行証の写しを作成するとともに、どこの誰が何を携行して何時金閼を出入したかを記録した通関名籍も作成していたので、その通関名籍を分析することで、通関時にどのように検察が行われたのかを明らかにすることができる。これまでも、通関名籍を考察対象とした研究は行われてきたが、一九七〇年代に肩水金閼遺址で発見された簡牘の図版が全て刊行されたのが二〇一六年であったため、それ以前の研究では金閼遺址出土の通関名籍のごく一部しか考察対象とすることができなかった。金閼遺址出土簡の全簡公表を承けて、現在では金閼遺址出土の通関名籍を悉皆的に考察することが可能となったのである。

そこで、本稿では、その準備作業として、民が金閼を通過するために使用した通行証およびその発給手続などについて考察を加えると共に、民の金閼通過に際して通関名籍がどのように作成されたのかの具体的復原に取り組みことにしたい。

一 民の移動に必要な通行証

金関遺址出土の通行証は、その自称や定型文言によって、①「符」、②「伝」、③「致」、④「偃檢」、⑤母苛留止通行証、⑥当舎伝舎通行証、⑦書到出入通行証の七種類に整理することができる。⑥のうち、当舎伝舎通行証の発給対象は吏に限定されており、民による使用例は確認できないので、ここでは取り上げない。当舎伝舎通行証以外の民が使用した通行証を見てゆくことにしよう。まずは符から。

金関遺址出土の符には出入符、家属符、亭長符、隧長符が見えるが、出入六寸符は吏の使用に限られていたよう^⑧で、民が使用していたのはそれ以外の符である。例を挙げよう。

1 藁他候官與肩水金關爲吏妻子葆庸出入符。齒十、
從第一至百。左居官、右移金關。葆合以從事 第卅一

73EJT24:19

2 肩水廣地候長李勝之與金關 從者綏彌縣常利里勝延年
爲出入符。牛車二兩。符第百 從者綏彌縣敬老里苗彊

73EJT26:27

3 藁他置佐昭武便處里審長 妻大女至、年卅五 牛車一兩
建平二年家屬符 子小女侯、年四 用牛四頭
子小男小奴、年一歲

73EJT37:175

4 永光四年正月己酉 妻大女昭武萬歲里孫弟卿、年廿一

五四

藁他延壽隊長孫晦符 子小女王女、年三歲
弟小女耳、年九歲 皆黑色 29・1 (A32)

5

初元四年正月庚申 兄子昭武萬歲里
藁他馳馬亭長孫猛符 子小女 耳、年
子小男建

妻纒得

73EJT31:40

簡1は文言が出入六寸符と類似していて、出入六寸符の「爲出入六寸符」部分が「爲吏妻子葆庸出入符」となっている点および作成年月日の記載の無い点が異なる。その文言から、藁他候官所屬の吏の妻子および葆が肩水金関を通過する際に用いられた符とわかる。簡2は広地候長が肩水金関との間で作成した符で、通過者として從者二名が記されている。広地候官は金関より北、從者の本籍地である綏彌県は酒泉郡^⑩なので、簡2は広地候官管内と酒泉郡綏彌県との間を行き来する際に肩水金関を通過するために作成されたのであろう。「牛車二両」と記されていることから、從者二名が牛車で物資を運ぶ際に用いられたのであろう。

簡3は「家属符」、簡4は「隊(隧)長孫晦符」、簡5は「亭長孫猛符」と記されるが、記載内容に特に相違点は無いので、吏の肩書きなどによる表記の違いと考えるとよいだろう。それらには妻子や馬牛・車の記載があるので、吏の家属が金関を通過するために発給されたものとわかる。簡3～5の三例には吏の血縁者しか記載されていないが、亭長符である次掲の簡6には葆が、書式が若干異なるが簡7には、妻子に加えて葆も記載されているので、これらの符によって吏の家属や葆は金関を通過できたことがわかる。

6 五鳳四年六月戊申

藁他故駁亭長符(上段)

亭長闔得葆昭武破胡里公乘王延年、年廿八歲、長七尺五寸 皆黑色
葆鱗得承明里大夫王賢、年十五歲、長七尺 入出止
葆昭武破胡里大女秋、年十八歲 (下段)

73EJT37:1376+656^②

7 後起隧長逢尊妻居延廣地里逢廉、年卅五

廣地 子小女君曼、年十一歲

大車一兩

葆智居延龍起里王都、年廿二

用馬二匹

用牛二 (正面)

…… (側面)

73EJT6:41

このような符に記載されるのは、家属や葆・従者といった吏と特定の関係のある者に限られていて、このような特定の関係を持たない民は符には見えない。このことから、符は民のうちで吏と特定の関係にある家属や葆・従者に限って発給されたと考えられる。それに対して、吏との特定の関係を持たない一般の民が用いた通行証が伝である^③。

8 始建國元年八月庚子朔乙巳、南郷有秩博敢言之。悉意虞章自言、爲

家私使之居延、願以令取傳。謹案、

章年卅六、爵公乘如牒。章母官獄徵事、當得以令取傳。謁移居延縣

索津關、出入、毋苛留止。

如律令。八月乙巳、鱗得長・守丞褒移過所。寫移。如律令。掾

戎・守令史商

73EJF3:175+219+583+196+407

これは、張掖郡鱗得原南郷悉意里に本籍のある虞章が、「爲家私使之居延」とあるように、私的な要件で居延に赴くために申請し取得した伝である。次の伝には「爲家私市張掖・酒泉郡界中」とあるので私的な商売のための伝を申請したことがわかる。

9 □康元年十月壬寅朔庚午、都郷佐恩敢言之。狐山里張輔・安樂里祝

幸之自言、爲家私市張掖・酒泉

郡界中。持牛二・車二兩。謹案、輔・幸之母官獄徵事、當以令所傳。

謁移過所縣道河津、毋苛留止。

敢言之。十月、居延、庚午、守丞右尉充國移過所縣道津關。毋苛留

止。如律令。掾萬年・佐安世

(正)

牛錢少十

侯奴屬十

許子方共酒廿七

□□謹使使受教須爲尹計 (背)

73EJT25:15

金関遺址出土の伝では簡9のような私的な商売をするために申請された例が多いが、次の伝は吏として勤務する家属に衣用を届けるために申請されたものである。

10 □史王・佐赦敢告尉史。浞城陔里大夫張恢自言、群父騎將爲居延司

馬。取傳、與葆

往遺衣用。乘家所占畜馬二匹。案母官獄徵事、當爲傳。謁移過所

縣邑。

□□／有秩□王

73EJT24:249

吏となった家属へ衣類を届けることも含めてこれまでに挙げた例は個人的な用件での申請であったが、同じ個人的な用件でも申請者の旅行目的が「客田」となると伝ではなく偃検を申請している。

11 河平四年七月辛亥朔庚午、西郷有秩齋夫誼・守斗食佐輔敢言之。中

|| 安男子楊譚自言、欲取偃

檢、與家屬俱客田居延界中。謹案、譚等年如牒、皆非亡人命者、當

|| 得取偃檢。父老孫都證。調移居延。如律令。

敢言之。七月癸酉、長安令右丞萬移居延。如律令。／掾殷・令史賞

73EJT37:527

また、民が故県に帰る場合も伝ではなく、致籍が申請された。

12 建平四年正月丁未朔庚申、西郷守齋夫武以私印行事敢言之。昭武男

|| 子孫憲詣郷自言、願以律取致籍、歸故縣。謹案、

憲母官獄徵事、當得以律取致籍。名縣如牒。唯廷調移卅井縣索・肩

|| 水金關、出入。如律令。敢言之。三月辛西北、齋夫豐出

73EJT37:530

金関遺址出土簡中に確認できる偃検で民が申請したものは全て客田を、民が申請した致籍は故県への帰還と衣用の送り届けをその目的とするものである。偃検・致籍ともに用例が少ないため伝との使い分けを具体的に説明できないが、少なくとも客田や故県への帰還を目的として申請された伝は確認できないので、これらの目的の場合は何らかの理由で伝ではなく偃検や致籍が使用されたことは認められよう。

これらの通行証の申請・取得について、伝である簡8には「謹案、章

年卅六、爵公乘如牒。章母官獄徵事、當得以令取傳」と、偃検である簡11には「謹案、譚等年如牒、皆非亡人命者、當得取偃檢」と、致籍である簡12には「謹案、憲母官獄徵事、當得以律取致籍」とあって、申請者の年齢や爵位、役所や獄からの召喚が無いこと、逃亡者や罪名確定された者でないことが確認されている。その文言の後に「當得以令取傳」などあることから、これらが伝・偃検・致籍の取得の条件になっていることがわかる。上掲の例では亡人命者については偃検にしか見えないが、伝の発給においても審査されたことが次の簡で確認できる。

13 元壽二年七月丁卯朔辛卯、廣昌郷齋夫・假佐宏敢言之。陽里男子任

|| 良自言、欲取傳、爲家私使之武威・

張掖郡中。謹案、良年五十八、更賦皆給、母官獄徵事、非亡人

|| 命者、當得取傳。調移過所河津關、母

苛留。如律令。

七月辛卯、雍令・承鳳移過所。如律令。

馬車一兩、用馬一匹、齒十二歲、牛車一兩、用牛二頭。／掾竝・

|| 守令史普

雍丞之印 齋夫賞白

君門下

五月己巳以來南

(背) 73EJT23:897

簡13には「非亡人命者」に加えて「更賦皆給」ともあり、租税の完納も通行証の発給条件になっていたことがわかる。これらの条件は事例によつて記載項目に出入りがあるが、「母官獄徵事」としか書かれていない簡8と、「更賦皆給、母官獄徵事、非亡人命者」と書かれている簡13とが共に「爲家私使之」という目的で申請された伝であることを考えれば、

当該の通行証に明記されている項目だけが審査されたわけではなく、簡13に書かれた三点、即ち、更賦が完納であること、役所や獄からの召喚がないこと、逃亡者や罪名確定された者ではないことが、どの通行証でも発給の条件となっていたと考えるべきであろう。

前掲の簡8は申請者が一人だけだったが、簡9では二人が一緒に申請しているし、次の例では、申請者が他の人物を同行者として申告している。

14 永光二年五月辛卯朔己未、都郷齋夫禹敢言之。始樂里女子惠青辟自

||言、爲家私使之居延。與

小奴同・葆同縣里公乘徐母方偕。謹案、青辟・母方更賦給、母官獄

||事、當得取傳。敢言之。

五月己未、刪丹長賀・守丞禁移過所。寫移。母苛留止。如律令。／

||兼掾嘉・令史廣漢

刪丹長印

(背)

73EJT33:40

始樂里の惠青辟が申請者で、小奴の同と葆の徐母方が同行者として申告されているが、「謹案、青辟・母方更賦給、母官獄事」とあるように、奴隷を除いて、申請者本人か同行者かを問わず、伝の取得資格があるかどうかで審査されている。二人が共同で申請した簡9でも二人ともに審査対象となっている。

先述のように、通行証を取得さえすれば長安から居延まで拘留されること無く移動できたことを考えれば、自身に不利なことから逃れるための通行証取得を徹底して阻止する必要があるのは当然であろう。それ故、申請者の資格について申請者の居住する里の父老や里正に保証させる場合もあった。¹⁹⁾

15 五鳳二年五月壬子朔乙亥、南郷齋夫武・佐宗敢言之。北陽曲里男子□

謹案、弘年廿二、母官獄徵事、當得取傳。里父老丁禹證。謁言廷、

||移過所□□

六月庚寅、長安守右丞湯移過所縣邑。如律令。掾充・令史宗□(正)

三月壬辰、不弘以來

章曰長安右丞 三月壬辰 (背)

73EJT9:92

16 建平三年二月壬子朔癸丑、……

之張掖郡界中。謹驗問里父老王護・正同皆任占、並母官獄徵事、

||當爲傳。謁移過所縣邑

……如律令

敢言之。(正)

臨菑丞印(背)

73EJT37:1462+1471

このように、民が通行証を取得する場合は極めて厳格な審査が行われていたのである。

これまで取り上げた伝・偃檢・致籍の例では、商売とか客田とか故県への帰還など通行証申請の理由が申請者自身にあったが、民が吏の公務出張に同行するために通行証が発給されている例もある。

17 地節三年六月丙戌朔甲辰、尉史延年敢言之。遣佐廣、齋三老賜名籍、

||對大守府會。輶車一乘・牛一。與從者平里紀市俱。謁

移過所縣道河津關、母苛留止。敢言之。

六月甲辰、居延丞延年移過所縣道河津關。母苛留止。如律令。／掾

||延年・佐長世

(正)

章曰居延丞印

六月壬子以來

(背)

73EJT37:519

簡17は、通常、属吏を公務出張に派遣する場合に使用される母苛留止通行証である。この簡17は佐広を太守府に出張させるために居延丞が発給したものであるが、そこに「與從者平里紀市俱」と記されているように、平里に本籍のある紀市が從者として同行している。前掲の簡14では同行者の徐母方も官獄徵事の有無などが審査されていたことから、簡14は同行者である徐母方の通行証としても機能していたと考えられる。そうであるならば、簡17で同行者として明記されている紀市もこの通行証で関所を通過できたと考えて良いだろう。

簡17の紀市は同行者であったが、吏の葆となつている民が吏の命令を受けて出張している例もある。

18 永光三年十一月壬午朔丁未、酒泉北部千人禹移過所河津關。遣葆平

|| 陵宜利里韓則、年卅五、杜陵華陽里

公乘呂義、年廿九、乘輜車一乘・牡馬一匹、之居延收責。母苛留。

|| 如律令。

73EJT37:525

酒泉から居延に債権回収に派遣された韓則に発給された母苛留止通行証である。韓則は「葆」とあるが、官職名は冠せられていないので身分的には民となろう。その韓則が酒泉北部千人禹の命令を受けて居延に債権回収に赴いているわけであるが、酒泉北部千人の命令という点からすれば、これは公務出張といって良いだろう。次の例は書到出入通行証であるが、派遣されている「葆」は正式に任命された吏ではなく民であろう。

19 建始四年十一月癸卯朔癸丑、廣地候仁移肩水金關。遣葆、爲家私市

酒泉郡中。書到、出入。如律令。

皆十二月癸未出(正)

張掖廣地候印 (背)

73EJD:43

20 建平四年正月丁未朔癸丑、肩水候憲謂關番夫吏。據書葆妻子收責裏官除年姓如牒。書到、出入、盡十二月。如律令。

|| 他界中。名縣爵

73EJT37:1378+1134²⁰

簡19は広地鄣候の私的な買い物のために葆を派遣した例、簡20は債権回収のために葆と妻子を派遣した例である。鄣候の私的な買い物という私用のように思われるが、鄣候の命令であることをふまれば公務というべきであろう。²⁰葆や妻子といった吏との特定の関係を持っていない民が書到出入通行証で派遣されている例は今のところ確認できない。

簡17や簡18、簡19、簡20では、民が吏の從者または葆といった立場で公務出張しているが、身分的には民であることに変わりはない。その場合、簡17や簡18、簡19、簡20の通行証の記載で注目されるのが、伝などでは必ず記載されていた「母官獄徵事」という記載が無いということである。つまり、簡17や簡18、簡19、簡20では、この通行証の発給に際して、民である紀市や韓則、及び葆となつている民についての資格審査は行われていないのである。²¹

簡17や簡18、簡19、簡20の例を踏まえれば、民であっても公務出張の場合には通行証取得に際して審査がなかったように思われるが、実はそうではない。

21 建武三年五月丙戌朔壬子、都郷番夫宮敢言之。金城里任安

自言、與肩水候長蘇長俱之官。謹案、安縣里年姓所葆持如牒、

母官獄徵事、得以令取傳。謁移過所、母苛留。如律令。敢言之。

73EJF1:25

□寅朔己酉、都郷齋夫武敢言之。龍起里房則自言、

願以令取傳、爲居延倉令史徐譚葆、俱迎錢

上河農。●謹案戶籍臧郷者、則爵上造、年廿歲、母它官獄徵事、當

得以令取傳、與譚俱。謁移過所縣道河津關、

毋苛留止。如律令。敢言之。

九月庚戌、居延令彊・守丞宮寫移過所。如律令。

〓令史褒

73EJT37:1491

兼掾臨・守

簡21では任安が葆となり肩水候長に同行して候官に出頭するために伝を申請しているし、簡22では房則が居延倉令史徐譚の葆となり公務出張に同行するために伝を申請している。任安の場合は「謹案、安縣里年姓所葆持如牒、母官獄徵事、得以令取傳」と、房則の場合は「謹案戶籍臧郷者、則爵上造、年廿歲、母它官獄徵事、當得以令取傳、與譚俱」とあって、いずれの場合も伝取得の資格があるかどうか厳格に審査されている。

通行証の取得に際して資格審査の記載が無かった簡17および簡18、簡19、簡20と、厳格な審査が行われていた簡21および簡22は、ともに民に発給された通行証であって、その点違いは無い。相違点は何かと云えば通行証の種類である。簡17と簡18は母苛留止通行証、簡19と簡20は書到出入通行証である。これに対して、簡21と簡22は伝であり、もとよりその発給手続の中に申請者の資格審査が組み込まれているのである。このことから、民は吏の葆や従者などとして公務出張する場合でさえも、その際に使用する通行証が伝であるならば、私的な商売のために申請する場合と同じく、厳格な資格審査を受けなければならなかったことがわかる。さらに、公務出張に行くための伝の申請でさえ厳格な資格審査が行われることから、吏の葆や従者となつて伝の申請でさえ厳格な資格審査が行われることから、吏の葆や従者となつて伝の申請でさえ厳格な資格審査が行われること、極めて

厳格に管理されていたことがわかる。その一方で、長吏の裁量で発給できる母苛留止通行証や書到出入通行証²³で民を公務出張に派遣することも可能であったことは、当時の制度運用の在り方の一面を示すものとして興味深い。

ここまで、民が使用した通行証を種類別に見てきた。符や母苛留止通行証、書到出入通行証は吏の家属や葆、従者のような吏と特定の関係にある者にその使用が限られていたようである。換言すれば、吏と特定の関係にはない民が使用できるのは伝・偃檢・致籍だけだったようで、その取得に際しては官獄徵事の有無などが厳格に審査された。葆や従者などになつている民でも伝・偃檢・致籍を取得する場合は同様で、結局のところ、発給者の裁量で発給可能な母苛留止通行証や書到出入通行証を除いて、吏の葆や従者という立場であっても、本籍地を離れることが可能な通行証を民が取得するためには厳格な審査を受ける必要があつたのである。

二 通関名籍と通行証

民が肩水金関を通過する際、金関の吏は、携帯してきた通行証²⁴を確認しその写しを作成するだけでなく、関所通過者の名籍（通関名籍）も作成した。その通関名籍とは次のようなものである。

23 河南郡雒陽栢里大夫蘇通、年五十五、長七尺二寸、黑色（上段）

五月辛未出

牛一、車一兩、弩一、矢五十（下段）

六月乙巳入

73EJT37:1084

24 昭武高昌里張壽廿三ノ車二兩、牛三(上段)

正月丁丑出 〇 作者饒得定安里龐宣年廿 皆二月甲午入(下段)

73EJT37:952

関所通過者の本籍(郡・県・里)、爵位、姓名、年齢、身長、色、通関時に携行していた車や牛馬・武器、同行者などを記載した名籍に、出関の日付と入関の日付が書かれている(釋文の傍線は他の部分と筆跡が異なることを示す)。どこの誰が何を持って、何時金関を出て、何時金関を入ったかを記録したものである。作成された通関名籍は一定期間ごとにまとめられ保管されたことが、次掲の附札からわかる。

25 陽朔元年六月吏民出入籍(正) (背面同文) 29・3 (A32)

26 鴻嘉三年正月 (正)

出入關名籍 (背) 73EJT6:115

27 鴻嘉五年吏妻子

及葆出入關

名籍 (正) (背面同文) 73EJT21:35

この通関名籍は、通関者が携帯している通行証に基づいて作成された。

28 饒得新成里馮丹、年廿五(上段)

爲人中契、母須、方箱車一乘

饒得丞印、一用馬一匹、駟牝、高六尺二寸(中段)

二月廿九日北畜夫嘉出(下段) 73EJF3:136+266

この簡は、饒得県新成里の馮丹が馬の牽く方箱車に乗って二月二十九日に肩水金関を北に出たことを記録した通関名籍である。ここに記されている「饒得丞印」は次のような通行証につけられた発信印の記録であろう。

29 嘉二年七月丁丑朔丁丑、西郷畜夫政敢言之。成漢男子孫多牛自言、

爲家私市居延

傳。謹案、多牛母官獄徵事、當得取傳。謁移肩水金關・居延縣索、

出入母苛留止。

七月戊寅、饒得長・守丞順移肩水金關・居延縣索。寫移。書到、如

律令。掾尊・守

饒得丞印 (背) 73EJT6:39

簡28の通関名籍と簡29の通行証は別人物のものであるが、同一人物の通関名籍と通行証が両方揃う例がある。

30 五鳳四年六月庚子朔甲寅、中郷畜夫廣・佐敢言之。鬻陵里男子習萬

自言、欲取傳、爲家私使張掖居延界中。謹案、萬年

五十一、母官獄徵事、當得爲傳。父不尊證。謁言移過所縣邑、母留

止。如律令。敢言之。

六月己未、長安守右丞世移過所縣邑。母苛留。如律令。掾・令

史奉 (正)

章曰長安右丞印 (背) 73EJT37:1076

31 京兆尹長安鬻陵里習萬、年五十一、長七尺三寸黑色 正月丁丑入

73EJT37:1081

簡30は長安囂陵里の習万の通行証、簡31は「正月丁丑入」とあるようにその習万の通関名籍である。簡31には印文記録が無いが、簡28・簡29と、簡31・簡30とを重ね合わせれば、通関名籍が通行証に基づいて作成されていることは疑い無い。

簡28と簡31はともに民間人用の通行証である伝に基づいて作成された通関名籍であったが、伝以外の通行証で金関を通過する場合も通関名籍が作成された。

18 永光三年十一月壬午朔丁未、酒泉北部千人禹移過所河津關。遣葆平

|| 陵宜利里韓則、年卅五、杜陵華陽里

公乘呂義、年廿九、乘輜車一乘・牡馬一匹、之居延收責。毋苛留。

|| 如律令。 73EJT37:525

32 平陵宜利里公乘韓則、年卅五 輜車一乘、馬一匹 字子師 皆十二

|| 月己酉入 73EJT37:107+60

簡18は韓則を派遣した際の母苛留止通行証で、その韓則が金関に入ったことを記録した通関名籍が簡32である。

33 令史趙彭之官、名籍如牒。書到、出。如律令。 (正)

候史丹發 (背) 73EJT37:828

34 肩水候官令史趙彭 十一月甲辰 73EJT37:2+572

簡33は令史趙彭を派遣した際の書到出入通行証で、簡34がその趙彭が金関を通過したことを記録した通関名籍である。簡18は葆に、簡33は令史

に発給された通行証であるが、令史でさえ通関名籍が作成されているのであるから、民が母苛留止通行証や書到出入通行証で関所を出入する場合も通関名籍が作成されたと考えてよいだろう。

ここまでに挙げた例から、通行証の種類に拘わりなく、吏民が金関を通過する場合には出入記録として通関名籍が作成されたと考えられる。これまで挙げた通関名籍の例は、いずれも出関および入関の日付が記載されていることから通関名籍であることが確実なものであったが、関所通過の日付の無い例もある。

35 隴西西始昌里知實、年廿六、長七尺五寸 黑色 73EJT37:1155

この知実の通行証も金関から出土している。

36 五鳳三年十月甲辰朔癸酉、西鄉嗇夫安世敢言之。隴西西始昌里知實

|| 自言、以令占田居延、以令予傳。與大奴謹・從者平里季奉、

家市田器張掖・武威・金城・天水界中。車一乘・馬二匹。謁移過所

|| 河津關、毋苛留止。如律令。

敢言之。

十月癸酉、居延令弘・守丞安世移過所。如律令。 / 掾忠・佐定

73EJT37:524

さらに、簡35と全く同一の書式で出関日付も記載されている例もある。

37 長安新里公大夫張駿、年卅五、長七尺三寸、黑色 五月壬子出 /

73EJT9:98

簡35に記された人物と同一人物の通行証があり、さらに、簡35と共通の書式で関所通過日付のある簡37もあることから、簡35も通関名籍と考えてよいだろう。同様の例がもう一つある。

38 □之。宜歳里公乘王富、年卅五歳、自言、爲家私□

□言之。八月壬子、雒陽丞大移所過縣□ (正)

□四月壬子入 (背) 73EJT1:80

39 河南郡雒陽宜歳里王富 乘驪牡馬一匹、軺車一兩、弩一、大丸一、

|| 矢五十枚、刀劍各一 73EJT1:6

簡38は宜歳里公乘王富の伝で、簡39がその王富の名籍である。簡39には本人情報に加えて、携行している馬と馬車、武器も記されているが、これとほぼ同じ書式の名籍がある。

40 大常郡茂陵始樂里公乘史立、年廿七 長七尺三寸、黑色 (上中段)

軺車一乘、驪牡馬一匹、齒十五歳、弓一、矢五十枚 (下段)

六月乙巳出

73EJT37:1586

爵位・年齢・身長・色の記載の有無が異なるものの、冒頭に郡・県・里・姓名が書かれ、その下に携行している車馬と武器が記載されている点、簡39と簡40は同じである。そして、簡40には出関の日付「六月乙巳出」が書かれている。それ故、簡39も簡40と同じく通関名籍と考えてよいだろう。

これらの例から、通関名籍には出入関の日付が記載されない場合も

あったと考えられる。また、金関出土簡の名籍には身長・色や車馬などの記載の無い名籍もある。

41 淮陽陽夏陽里公乘王安定、年卅 73EJT31:145

これらが通関名籍ではない可能性も無いではないが、簡41と同じく簡下端に「ノ」という確認印のようなものが記されている簡42には「六月乙亥出」という出関記録がある。

42 千秋葆京兆新豊西宮里官大夫被長壽、年廿一、長七尺三寸、黑色

|| 六月乙亥出 ノ

73EJT37:1002

簡42の例から考えれば、簡下端の「ノ」は関所の出入に際してつけられたものなのだろう。そうであるならば、簡41のような身長・色や車馬などの記載のない名籍も、金関遺址出土という点からひとまず通関名籍と考えると良いだろう。

三 通関名籍の作成

前章で挙げた通関名籍を一瞥すればわかるように、通関名籍の記載事項は必ずしも一定していないが、通関名籍に記載されている項目は概ね次のように整理できる。²⁸⁾

- A… 本人情報……郡・県・里、爵位、名前、年齢、身長、色
- B… 携行品……携行している馬牛・車や武器の種類と数量
- C… 出入記録……出関および入関の日付

この他、本人情報に「葆」などの身分が記されたり、出入記録に通関を許可した関吏名が記される場合もある。³³ 本人情報や携行品の記載に繁簡があるのは当然であろうが、注目されるのは出入記録である。通関名籍は先述のように、どこの誰が何を持って、何時金関を出て、何時金関を入ったかを記録したものであるから、最低限、出関の日付と入関の日付は必ず記録されたと考えがちであるが、実際は、簡28のように出関の日付だけだったり、逆に、簡31のように入関の日付だけだったり、前章で述べたように出入日付が全く無いものも通関名籍として使用されていたと考えられるのである。

このように、関所通過の記録が必ずしも出関・入関の両方ともに記録されているわけではないということは、関所の通過記録としては随分ぞんざいな印象を受けるし、馬の関所通過に対する二年律令の規定の厳格さとは随分乖離した状況と言わざるを得ない。なぜそのような作成状況になっているのか、その原因を明らかにする手掛かりを得るべく、ここでは、通関名籍の作成手順を考えてみたい。³⁴

第二章で述べたように、通関名籍は通行証を元に作成されたので、前掲の通行証と通関名籍のセットを再度挙げながら、通関名籍の作成手順を考えよう。その前に、伝を携帯した民が関所を通過する場合、伝の写しは往路での関所通過の際に作成されたことを確認しておきたい。

43 元始元年正月己未朔癸未、西郷齋夫蔡敢言之。□□□

母官獄徵事、當得以令取傳。謁移肩水金關・居

正月癸未、氏池長良移肩水金關・居

氏池長印 氏 丞 齋夫 □ □

二月丙午以來北出 出 出 丞 君門下 □ (背) 73EJC:316

(正)

裏面の習書「氏 丞」「出 出 丞」を除き、表裏一筆で書かれている。伝の発信者が氏池長であることから、伝の携帯者は氏池県から金関に来たことがわかる。従って、裏面の「二月丙午以來北出」は往路での出関記録となる。その出関記録と表面の伝の写しが同筆であることから、この伝は携帯者が往路にて最初に金関を通過する際に作成されたことがわかる。関所で作成される伝の写しは往路にて関所を通過する時に作成されるという点を確認して、通関名籍の作成手順を考えよう。

30 五鳳四年六月庚子朔甲寅、中郷齋夫廣・佐敢言之。囂陵里男子習萬

自言、欲取傳、爲家私使張掖居延界中。謹案、萬年

五十一、母官獄徵事、當得爲傳。父不尊證。謁言移過所縣邑、母留

止。如律令。敢言之。

六月己未、長安守右丞世移過所縣邑。母苛留。如律令。 掾 ・ 令

史奉 (正)

章曰長安右丞印 (背) 73EJT37:1076

表裏が同筆で、裏面に「章曰長安右丞印」という発信者の印文があることから、これは肩水金関で作成された伝の写しであることがわかる。次の簡がこの伝の被発給者である習万の通関名籍である。

31 京兆尹長安囂陵里習萬、年五十一、長七尺三寸、黑色 正月丁丑入

73EJT37:1081

通関名籍である簡31は一筆で書かれているので一時に作成されたものと考えられるが、これと一組になる伝である簡30とは筆跡が異なる。先ほど確認したように、伝の写しは往路にて初めて関所を通過する際に作成

されたのであるから、伝の写しである簡30は習万が長安から居延に行くために金関に初めて到着した際に作成されたはずである。簡31の通関名籍もその時に別の吏によって作成されたと考えれば、伝と筆跡が異なることは説明できるが、簡31には「正月丁丑入」という入関記録がある。先述のように、肩水金関では居延方面から南行して関所を通過するのを「入」と表記していたのであるから、簡31が作成されたとき習万は居延方面から南行してきたと考えなければならぬ。つまり、通関名籍である簡31は復路にて金関を通過する際に作成されたと考えざるを得ないのである。そのように考えて初めて、通関名籍である簡31と伝である簡30の筆跡が異なること、「正月丁丑入」という入関記録も含めて簡31が一筆で書かれていることが整合的に説明できる。この例から、往路では通行証の写しを作成するだけで通関名籍は作成されず、通関名籍は復路にて作成される場合のあったことがわかる。

簡31は復路にて作成されたと考えられるが、往路での関所通過時に通関名籍が伝の写しと一緒に作成されることも当然あった。

18 永光三年十一月壬午朔丁未、酒泉北部千人禹移過所河津關。遣葆平

|| 陵宜利里韓則、年卅五、杜陵華陽里

公乘呂義、年廿九、乘輜車一乘・牡馬一匹、之居延收責。毋苛留。

|| 如律令。

73EJT37:525

32 平陵宜利里公乘韓則、年卅五 輜車一乘、馬一匹 字子師 皆十二

|| 月己酉入

73EJT37:107+60

通行証である簡18と通関名籍である簡32は、簡32の「子師皆十二月己酉入」を除いて同筆である。毋苛留止通行証も伝と同じように出張者が携

帶し、関所では写しが作成された³⁷⁾。それ故、簡18は韓則が居延へ出張に行くために往路で肩水金関を通過しようとした時に作成された写しで、それと同筆の簡32も別筆部分を除いてその際に一緒に作成されたことになる。簡32の別筆部分の「入」は居延方面から南行して金関を通過することを意味するので、この別筆部分は韓則が任務を遂行し帰還する復路で金関を通過するときに追記されたものと理解できよう。この例から、往路では通行証の写しと関所通過記録のない通関名籍を作成し、復路にてその通関名籍に復路での関所通過の日付を追記する場合のあったことがわかる。

この二例では、往路か復路かは別として、通関名籍は関所で作成されていたが、関所通過者が持参する場合もあった。

38 □之。宜歲里公乘王富、年卅五歲、自言、爲家私□

□言之。八月壬子、雒陽丞大移所過縣□

(正)

□四月壬子入

(背)

73EJT1:80

39 河南郡雒陽宜歲里王富 乘驪牡馬一匹、輜車一兩、弩一、大丸一、

|| 矢五十枚、刀劍各一

73EJT1:6

雒陽から来た王富の伝の写しが簡38、通関名籍が簡39で、伝の裏面は表面と別筆、通関名籍も携行品の部分は別筆である。伝は先述のように、往路で関所に来た時に写しを作成されるので、簡38の表面は往路にて作成されたと考えられる。そうすると、別筆の裏面は復路での追記となる。居延方面からの南行を意味する「入」もこれが復路での追記であることを示す。簡39の上部の本人情報の部分は簡38のどちらの面とも筆跡が異なっている。その一方で、簡39の別筆部分の「大」字は簡38表面の

「大」とよく似ている。もしも簡39の別筆部分と簡38の表面が同一筆跡であるとすれば、王富が往路で金関に到着した際に、伝の写しである簡38を作成すると同時に、通関名籍である簡39に王富の携行する馬・馬車・武器の詳細を追記したということになる。その場合、簡39の上段はこの時点までに既に作成されていたことになる。つまり、王富が雒陽から持参したと考えられるのである。

次の通関名籍も通関者が雒陽から持参した可能性がある。

44 河南郡雒陽樂歲里公乘蘇之、年廿六、長七尺二寸、黑色 弓一、矢十
 〓 二 乘方相一乘、馬驪牡齒十歲 九月甲辰出口 73EJT30:266

携行品の「弓一矢十二」と出関記録の「九月甲辰出」は同筆で、他の部分とは別筆である。「九月甲辰出」の「出」は肩水金関を居延方面に北行することであるから、洛陽から来た蘇之の場合は往路に当たる。そうするとこの出関記録「九月甲辰出」と「弓一矢十二」は初めて金関にきたときに記入されたことになるので、これ以外の部分は金関到着以前から書かれていたと考えざるを得ない。その場合、蘇之が出発地の雒陽から持参してきた可能性が高いだろう。

このように、通関名籍を通関者自身が持参してくる場合もあったと考えられるのであるが、その場合、その通関名籍を旅行者である民が作成したとは考えにくいので、通行証が発給されるときに一緒に作成されたのであろう。

このように、関所の通過記録である通関名籍の作成時期について整理すると、伝と共に作成、往路にて関吏が作成、復路にて関吏が作成、という三つの作成時期があった。さらに、筆跡に着目すると、通関名籍の
 ㉗ 本人情報、
 ㉘ 往路での通関日付、
 ㉙ 復路での通関日付の筆跡、に異同

があることに気づく。本文所掲の例で説明すると、前掲簡23では㉗と㉘と㉙が全て異筆、簡24では㉗と㉘が同筆で㉙が別筆、簡40、簡42、簡44では㉗と㉘が別筆で㉙は記載なし、簡28では㉗と㉘が同筆で㉙は記載なし、簡32では㉗と㉘が別筆で㉙は記載なし、簡31では㉗と㉘が同筆で㉙は記載なし、簡35、簡41では㉘が記載なしとなる。このような筆跡の異同を整理すると次の表のようになる。

筆跡型	本人情報	往路通関日付	復路通関日付	
22	筆跡 A	筆跡 B (追記)	筆跡 C (再追記)	簡 23
20	筆跡 A	筆跡 B (追記)	記載なし	簡 40、簡 42、簡 44
12	筆跡 A	筆跡 A	筆跡 B (追記)	簡 24
10	筆跡 A	筆跡 A	記載なし	簡 28
02	筆跡 A	記載なし	筆跡 B (追記)	簡 32
01	筆跡 A	記載なし	筆跡 A	簡 31
00	筆跡 A	記載なし	記載なし	簡 35、簡 41

筆跡型の二桁の数字は、一の位が復路での通関日付、十の位が往路での通関日付について筆跡の状況を示し、2は本人情報とは別筆（つまり追記）、1は本人情報と同筆（つまり通関名籍作成時点で記載）、0は記載無しを表す。先に述べた通関名籍の三つの作成時期とこれらの筆跡の異同から、通関名籍の作成と通関記録の記入の手順は次のように復元できる。

筆跡型	通関名籍の作成および通関記録記載の手順
22	事前に名籍を作成し金関に持参。往路で通関記録を追記。復路でも通関記録を追記。
20	事前に名籍を作成し金関に持参。往路で通関記録を追記。
12	往路で名籍を作成し通関記録を記入。復路で通関記録を追記。
10	往路で名籍を作成し通関記録を記入。
02	事前または往路で名籍を作成。復路で通関記録を追記。
01	復路で名籍を作成し通関記録も記入。
00	事前または往路あるいは復路で名籍を作成。

この中で注目すべきは、筆跡型01である。この筆跡型の通関名籍は、復路で名籍を作成して通関記録を記入するという手順で作成されたと推測されるが、それはとりもなおさず、往路では通関名籍を作成していないということである。この手順で作成されたものが後述の一七九例中に一二例確認できた（六・八％）。復路での関所通過の際に通関名籍を作成するだけで、果たして交通検察として実効性を持っていたのか、強い疑念を抱かざるを得ない。

おわりに

金関遺址（A32）および莫当燧遺址（T168³⁸）出土の通関名籍で、吏卒ではない者、且つ、簡牘に欠損がほぼ無く記載内容がほぼ全て解読できる例を集めると一七九例確認できた。この通関名籍一七九例の分析状況は別稿にて述べることとし、ここでは一七九例の通関名籍の出関および入関の日付記載の状況の集計結果のみ示しておこう。

通関日付の有無		事例数	割合
往路の通関日付	復路の通関日付		
あり	あり	17	9.5%
あり	無し	37	20.7%
無し	あり	37	20.7%
無し	無し	88	49.2%
合計		179	

日付の記載状況		事例数	割合
関出入の日付あり		91	50.8%
うち、往路の通関日付あり		54	30.2%
うち、復路の通関日付あり		54	30.2%
関出入の日付無し		88	49.2%

関所の通過記録として作成された通関名籍であるにも拘わらず、一瞥して明らかのように、関所を通過した日付の記録の全く無いものが半分近くを占めるという驚くべき状況である。このことは、漢代の関所における交通検査の在り方として注目すべきであろう。さらに、通関名籍の五割強には日付記載があるものの、往路・復路ともに通関日付がある割合は一割にも届かない。逆に言うと、往路と復路両方の通関日付が揃っていない通関名籍が全体の九割以上にのぼっているということである。加えて、往路で通関名籍を作成していない場合さえあったこと、先述の通りである。

通関名籍をめぐるこのような点からすると、率直に言って、肩水金関における交通検査の実効性を疑わざるを得ない。このような状況で如何なる検査が行われたのか、金関における交通検査の力点は何処にあったのか、稿を改めて検討することにしよう。

注

① 吏民亡、盈卒歳、耐、不盈卒歳、穀城且春（以下略）

② 解釈は、富谷至編『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究』（朋友書店 二〇〇六）に拠る。

③ 本文所掲の簡15は長安在住の某弘が発給してもらった伝で、発給が五鳳二年（前五六）六月、肩水金関通過が三年三月となっていて、一ヶ月弱（五鳳二年八月置閔）かけて、長安から居延に行っている。

④ 大庭脩『木簡』（学生社 一九七九）、大庭脩編著『木簡』【古代からのメッセージ】（大修館書店 一九九八）などに発見状況が概説されている。

⑤ 通行証に関する研究は枚挙に遑が無いので、ここでは最新の研究として、郭偉濤「漢代的伝与肩水金関」（中国社会科学院簡帛研究中心他編『簡帛研究 二〇一八・春夏卷』）廣西師範大学出版社 二〇一八）を挙げる

に留める。通行証を考察した論文については、郭偉濤論文二四四頁の注を参照されたい。また、筆者も肩水金関遺址出土の通行証について基本的整理を行ったことがある。拙稿「肩水金関遺址出土の通行証」（拙編『古代中世東アジアの関所と交通制度』立命館大学 二〇一七。また、武漢大学簡帛研究中心《簡帛網》http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2813)。

⑥ 通関名籍を分析することで漢代辺境の関所における通関検査の実態を解明しようとした研究として、李均明「漢簡所見出入符、伝与出入名籍」（初出一九八三 同『初学録』蘭台出版社 一九九九 所収）、佐原康夫「居延漢簡に見える肩水金関について」（永田英正編『平成4年度科学研究費補助金総合研究（A）研究成果報告書 中国出土文字資料の基礎的研究』一九九三）、畑野吉則「漢代の下級部署における日常業務と情報処理——関所の通関業務と出入記録簡——」（愛媛大学「資料学」研究会「資料学の方法を探る（13）」二〇一四）などがある。

⑦ 前掲拙稿「肩水金関遺址出土の通行証」

⑧ 従者である民が同行者として記載される例が一例のみある。ただし、当舎伝舎通行証で同行者が記載されているのはこの例だけで、さらに、この例は将兵護民田官居延都尉章の発信であることから、何らかの理由に因る例外的事例と考えておくのが妥当であろう。

地節三年正月戊午朔己卯、將兵護民田官居延都尉章・居延右尉可置行

|| 丞事謂過所縣道河津關。遣從史畢、歸取衣用

隴西郡。興小婢利主、從者刑合之・趙奇俱、乘所占用四匹。當舍傳

|| 舍。如律令。／掾定・屬延壽・給事佐充宗 (正)

章曰居延都尉章

五月乙亥、卒史孫畢以來 (背) 73EJT24:264+269

綴合は、伊強「《肩水金関漢簡（貳）》綴合二則」（簡帛網二〇一四—二〇一三）に拠る。

⑧ 元鳳二年二月癸卯、居延與金關爲出入六寸符。券齒百。

從第一至千。左居官、右移金關。符合以從事。第九百五十九 73EJT26:16

⑨ 次の通関名籍には「符第六百八」とあるので、出入六寸符による関所通過である可能性もあり、また、賈陵が民であれば、出入六寸符を民が使用していたことになる。

…里賈陵、年卅、長七尺三寸、黑色、牛車二兩 符第六百八一

11・4 (A33)

ただし、賈陵が吏卒である可能性もあるし、この「符第六百八」の「符」が本文所掲の簡1や簡2である可能性もあるので、この通関名籍が出入六寸符による民の通関と断定することはできない。

⑩ 「葆」は信任を得て備われた者（京都大学人文科学研究所簡讀研究班編『漢簡語彙 中国古代木簡辞典』岩波書店 一〇一五）などと呼ばれるが、制度的にどのような存在なのか明確ではない。この理解の他にも、人質（張政煥『秦律』葆子『釈義』『文史』九 一九八〇）、庸保（裘錫圭『新發現的居延漢簡的幾個問題』初出一九七九 同『裘錫圭學術文集 2 簡牘帛書卷』復旦大学出版社 二〇一二 所収）、担保・保証（李均明『漢代屯戍遺簡「葆」解』同『初學錄』蘭台出版社 一九九九 所収）などの説があるが、次掲の通関名籍では吏の妻がその吏の葆になっていて、葆が制度上如何なる者なのか検討の余地が残っている。

右大尉書吏耿昌葆 妻昭武久長里耿經、年二十、八月十六日北畜夫博出

73EJF3:245+497

- ⑪ 酒泉郡、武帝太初元年開。莽曰輔平。戶萬八千一百三十七、口七萬六千七百二十六。縣九……綏彌（『漢書』卷二八下 地理志下）
- ⑫ 綴合は、謝坤「讀肩水金闕漢簡札記（三）」（簡帛網）に拠る。
- ⑬ 金闕出土の伝の中に一例のみ官奴に発給されたものがある。

建平元年九月庚寅朔丁未、掾音敢言之。官大奴杜勝自言、與都尉五官

掾石博

葆、俱移簿大守府。願已令取傳。謁移過所縣道河津關、毋苛留。如律

令。敢言之。

73EJT37:780

⑭ 民ではなく、赦免されて庶人となった犯罪者が申請した假檢には故郷に帰るための通行証としてのものもある。

河平四年二月甲申朔丙午、倉畜夫望敢言之。故魏郡原城陽宜里王禁自

言、二年戌屬居延。犯法論。會正月甲子赦

令、免爲庶人。願歸故縣。謹案、律曰、徒事已、毋糧、謹故官爲封假

令、免爲庶人。願歸故縣。謹案、律曰、徒事已、毋糧、謹故官爲封假

令、免爲庶人。願歸故縣。謹案、律曰、徒事已、毋糧、謹故官爲封假

苛留止。原城收事。敢言之。

二月丙午、居令博移過所。如律令。 掾宣・畜夫望・佐忠 73EJT3:55

⑮ 願以令取致籍、遺猛衣用。唯廷移卅井縣索金關出入。敢言之。

73EJH2:6+26

綴合は何有祖「讀肩水金闕漢簡札記（三則）」（簡帛網二〇一六——二〇一七）に拠る。

⑯ 致籍についての先行研究は幾つもあるが、いずれの理解も問題を含む。

私見によれば、致籍は片道用の通行証としても用いられているが、人や馬

などの戸籍登録や登記の変更に関わる文書という点がその本質だったよ

うである。前掲拙稿「肩水金闕遺址出土の通行証」二〇九—二二二頁。

⑰ 命者については、保科季子「亡命小考——秦漢における罪名確定手続き

——」（前掲富谷至編『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究』所収）

参照。

⑱ 簡14では、小奴については官獄徵事の有無などが確認されていないが、次掲の例では、奴婢で官獄徵事がないとして名前が挙げられている者と挙げられていない者の両方が存在する。或いは、奴婢について官獄徵事の有無確認の対象となるか否かの基準があった可能性もあるが、単なる書き落としてひとまず考えておきたい。

五鳳元年六月戊子朔己亥、西鄉畜夫樂敢言之。大昌里趙延自言、爲家

私使居延。與妻平・子小男偃・登・大奴同・婢璫・綠。謹案、延・

平・偃・登・便・同・綠母官獄徵事、當得取傳。乘家所占用馬五匹・

〓 軺車四乘。謁移過所肩水金關・居延。敢言之。

六月己亥、屋蘭守丞聖光移過所肩水金關・居延。毋苛留。如律令。／

〓 掾賢・守令史友 73EJT37:0521

①9 伝申請に際しての父老や里正による保証については、劉欣寧「漢代『傳』中的父老與里正」(『早期中國史研究』八一―二〇一六) 参照。

②0 綴合は、姚磊「《肩水金關漢簡(肆)》綴合(三)」(簡帛網二〇一六一―一二二)に拠る。

②1 前掲拙稿「肩水金關遺址出土の通行証」二三八、二七三頁。

②2 簡20には「名縣爵里官除年姓如牒」とあるが、これは派遣される出張者の本人情報であって、通行証取得資格の審査についての記載ではない。

②3 簡21では「金城里任安」とあるのみで、任安が葆であることは明記されていないが、「謹案、安縣里年姓所葆持如牒」の記載より任安が葆であると解釈した。「謹案、安縣里年姓所葆持如牒」はこの通行証の対象となる人物の資格審査の結果を記した部分に当たり、この場合、任安と通行証を別に発給されたと思われる肩水候長以外に出張者はいないので、「謹案、安縣里年姓所葆持如牒」は任安についての記載と考えざるを得ない。そうすると、「所葆持」は任安を葆としている人物を指すと理解すべきであろう。

②4 簡22と同じく吏の葆として吏の公務出張に同行する場合でも、民自身による申請ではなく、次掲の73EJH2:54のように、吏を派遣する官が郷に代わって県に伝発給を申請する場合もあった。この場合は「遣佐常爲郡將轉輸居延、與葆同縣安國里徐奴」とあるように、官が佐常と徐奴の派遣を決定していたために、官が徐奴の伝の申請を行ったのであろう。ただし、吏が申請する場合でも、当該の民の官獄徵事の有無は、民自身が申請する場合と同様に、確認されている。

元康二年六月戊戌朔辛亥、佐昌敢言之。遣佐常、爲郡將轉輸居延。與

〓 葆同縣安國里徐奴、年十五歲、俱。乘家所占畜馬一匹・軺

一乘。謹案、奴母官獄徵事、當得取傳。謁移過所縣邑……(正)

七月辛巳、佐常以來(背) 73EJH2:54

②5 前掲拙稿「肩水金關遺址出土の通行証」二三八、二七五―二七七頁。

②6 書到出入通行証は出張者がそれを携帯するのではなく、出張者の関所通過を通知する書到出入通行証を出張命令者が事前に金関に送付した。前掲拙稿「肩水金關遺址出土の通行証」二七七―二七八頁。

②7 劉欣寧は簡31を伝である簡30に添附された「牒」と理解する(劉欣寧前掲「漢代『傳』中的父老與里正」六四頁)。もしも、伝に添附された牒であるならば、伝と一緒に旅行者が終始携帯していたのではないだろうか。関所での検察で、伝はその写しを作成し、牒のみ回収するというのは、幾分考えにくいように思われる。また、劉欣寧が簡31を伝の牒と見なす根拠の一つに、伝本文に「名縣爵里年姓長物色如牒」(73EJT32:3)とある(1)とを挙げているが、簡31の記載内容と丁度一致する73EJT32:3は書到出入通行証の文言であって伝の文言ではない。確かに、簡8のように伝にも「如牒」と記されることはあるが、簡30にこの文言は無い。それ故、簡31を簡30に添附された牒と見なすことには賛同できない。

②8 通関名籍にはほとんどの場合、通行証の印文記録は記載されない。記載されている例は少ないが、簡28の他にも次の例がある。

表是宰之印 作者樂得廣昌里張欽年三十

錯田表是常安善居里李欽年三十

大車一兩

用牛二頭

十二月庚子入

73EJF1:30+28

居延令史王元 居延丞印(上段)

革車一乘、用馬一匹驢牝、齒十二歲、高六尺(中段)

十月癸丑南畜夫□入(下段) 73EJT23:905

河南陽武樂成里紀岑年、三十八 樂得(上段)
丞印

作者酒泉平牛里任匡、年二十 十一月壬戌北畜夫出 十二月三日南

大車一兩、用牛二頭、黑勞犗、八歲其一黃齒十一口(下段)(正)

口(背) 73EJF3:178

前遂大夫史魯陽尚里龐適保 樂官丞印（上段）

從者尚里王偉、年三十 八月丁未北齋夫昌出

軺車一乘、用馬一匹、駟駝、齒五歲、高六尺（下段） 73EJT37:344

②9 綴合は、姚磊「《肩水金關漢簡（肆）》綴合（三十二）」（簡帛網二〇一六一八一七）に拠る。

③0 綴合は、謝坤「讀肩水金關漢簡札記（六）」（簡帛網二〇一六一二二五）に拠る。

③1 因みに、割符である家屬符を使った関所通過でも出入記録が作られたと思しき例があるので、符による関所の出入の場合も、通関名籍が作成された可能性がある。

母昭武平都里虞儉、年五十

妻大女醜、年廿五 大車一兩

建平四年正月家屬出入盡十二月符 子小女孫子、年七歲 用牛二頭

子小男馮子、年四歲 用馬一匹

73EJT37:758

通道亭長虞憲 母昭武平都里虞俠、年五十 十一月壬寅、候史□□

十二月丁巳北、齋夫豐出

73EJT37:1514

ただし、符と通関名籍で虞憲の配属先が異なっていることを踏まえると、この場合は、そのような事情故に例外的に通関名籍が作成されたのかもしれない。また、内地から長城警備に就役するために居延に来た卒については、出發地の郡県が通関用の名籍を作成し、引率者に持参させて金関に提出したことが次の簡からわかる。

……

卒張掖居延移肩水金關、卒當出關名籍一編。如律令（正）

淮陽令印（背） 73EJT37:738

七〇

なお、73EJT37:758と73EJT37:1514については、前掲拙稿「肩水金關遺址出土の通行証」一九三頁参照。

③2 出入簡記録の記載項目は、李均明前掲「漢簡所見出入符、傳與出入名籍」、佐原康夫前掲「居延漢簡に見える肩水金関について」、畑野吉則前掲「漢代の下級部署における日常業務と情報処理——関所の通関業務と出入記録簡——」などでも整理されている。

③3 前者の例としては、本文所掲簡42の「千秋葆」や、注28所掲の73EJF1:30+28の「錯田」、後者の例としては、注28所掲の73EJT23:905、73EJF3:178、73EJF3:344がある。

③4 十二、相國議、關外郡買計獻馬者、守各以匹數告買所内史郡守、内史郡守謹籍馬職（識）物、齒、高、移其守、及爲致告津關、津關案闕出、它如律令。御史以聞、請許、及諸乘私馬出、馬當復入而死亡、自言在縣官、縣官診及獄訊審死亡、皆【告】津關、制曰可。

張家山漢簡・二年律令五〇九十五〇八

□、御史請諸出入津關者、皆入傳、書郡縣里年長物色疵瑕見外者及馬職（識）物關舍人占者、津關謹闕、出入之。縣官馬勿職（識）物者、與出同罪。●制曰可。

張家山漢簡・二年律令四九八、四九九

③5 通関名籍の作成手順については、畑野吉則前掲「漢代の下級部署における日常業務と情報処理——関所の通関業務と出入記録簡——」も筆跡の異同を手掛かりに考察している。

③6 この点について、簡31とは別に往路においても通関名籍は作成されていたが出土していないだけ、という可能性も考えられる。しかし、簡23には往路・復路両方の通関記録があることから、通関記録が往路と復路で別々に作成されたとは考えにくい。逆に次の二例は、往路で関所を通過した際には通行証の写しを作成されただけで、通関名籍は作成されなかったことを示す。

元延二年二月丙申、居延守令城騎千人敞・丞忠移過所縣□

關。遣都阿亭長徐光、以詔書送徒上河。當舍傳舍從者。如律令。

三月壬申出口

掾陽・守令史陽・佐賢

